

令和7年8月

給付見込対象者 様

定額減税を補足する給付金（不足額給付）に関するお知らせ

昨年度、デフレ完全脱却のため、国の総合経済対策の取組みとして実施した、「定額減税補足給付金（当初調整給付）」の支給額に不足が生じる場合に、「不足額給付金」として追加で支給を行うものです。

つきましては、不足額給付金の対象者に該当すると見込まれますので、別添の「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」（以下、確認書）を確認いただき、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて同封の返信用封筒で**令和7年10月31日(金)までに提出**いただきますようお願いいたします。

なお、期日までに提出がない場合は、本給付金を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

「不足額給付金」の支給手続きは以下のとおりです。

給付見込対象者の方には、市から確認書をお届けします。



- 給付金を受け取るには、必ず**確認書等の提出が必要**です。
- 確認書の記載内容をご確認のうえ、**必要事項（氏名、確認日、電話番号、受取口座等）**を記入し、**必要書類（本人確認書類及び受取口座の確認できる書類の写し等）**を添えて、同封の返信用封筒でご提出ください。



審査の上、順次、給付金を口座振込等いたします。

※支給時期は、市が確認書等を受理した日から1～2か月後が目安です。

お問い合わせ先

京丹後市市民環境部税務課

 **0772-69-0180**

受付時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）

※詳しくは、裏面及び市ホームページをご覧ください [京丹後市](#) [不足額給付](#)

[検索](#)



「不足額給付金」の対象者は以下の2種類に分類されます。

■不足額給付Ⅰ（別記様式第1号）

当初調整給付の算定に際し、令和5年分所得を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

※支給確認書に記載の支給口座で受け取りを希望される場合は、受取口座を確認できる写しの添付を省略できます。

令和6年分 所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 所得税額	控除不足額(①)
	90,000 円	73,000 円	17,000 円 (<0の場合は0)
令和6年度 住民税所得割額	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度 住民税所得割額	控除不足額(②)
	30,000 円	24,000 円	6,000 円 (<0の場合は0)
調整給付金 不足額給付分	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	17,000 円	6,000 円	23,000 円
	控除不足額計(③) (①+②) (1万円単位に切上げ)	調整給付金 (当初給付分)	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	30,000 円	20,000 円	10,000 円

注) 「扶養親族数」には、16歳未満の扶養親族を含みます。

■不足額給付Ⅱ（別記様式第2号）

本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円を支給

給付要件を確認して給付する必要がある方であって、以下のいずれの要件も満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
(≒本人として定額減税対象外)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超えの方 (≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税世帯給付、令和5年度均等割世帯給付、令和6年度新たな非課税世帯給付、令和6年度新たな均等割世帯給付）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。



「調整給付金（不足額給付分）」の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。